

保存

昭和五十四年度秋季特別展

越前 昭和 年 家 展

の文書
部



1 /

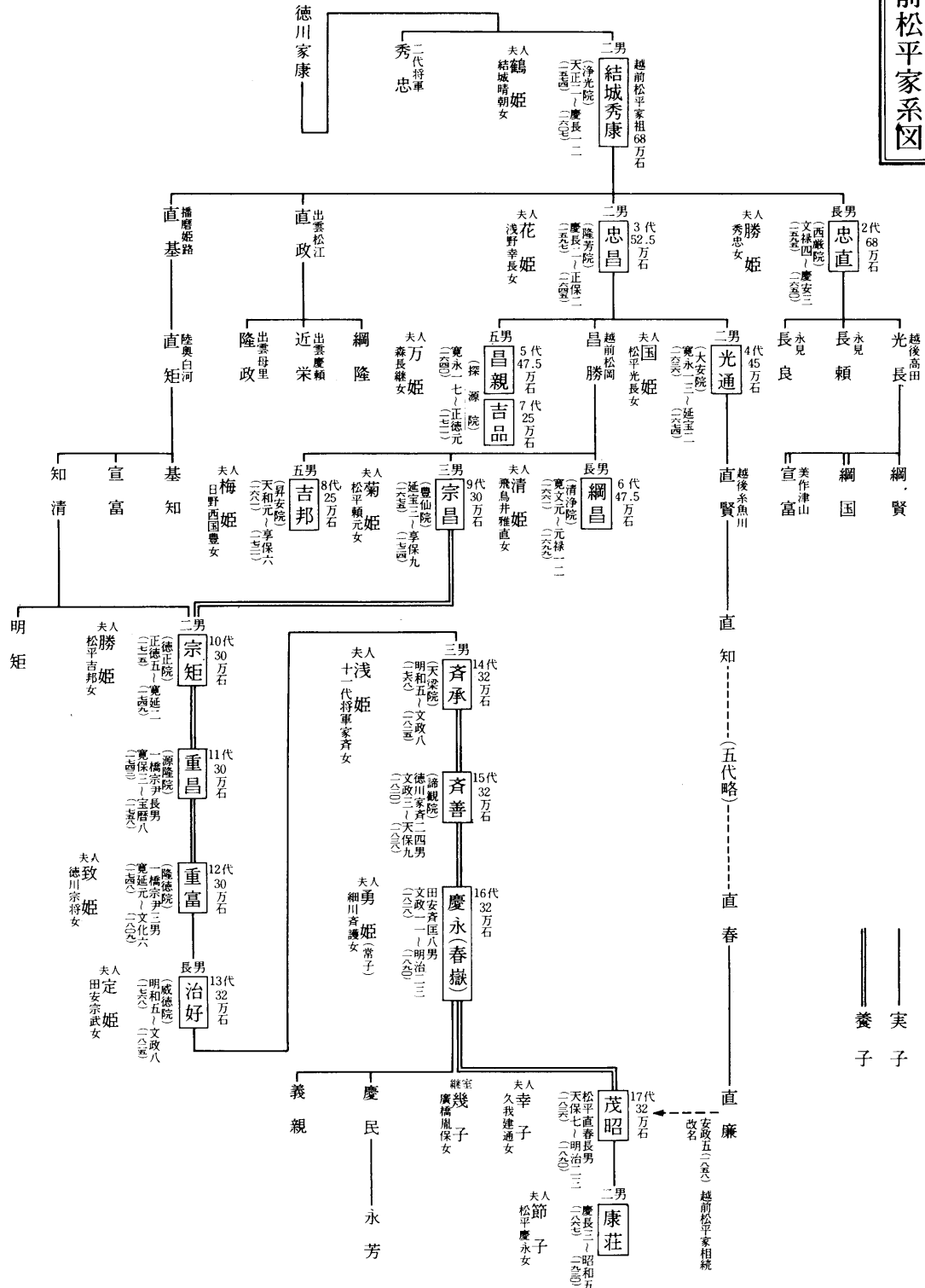
昭和五十四年度秋期特別展

越前昭平家展

— 文書の部 —

解説総目録

越前松平家系図



凡 例

一、本書は昭和五十四年十月十六日より十一月十五日までを会期とする、昭和五十四年度秋季特別展「越前松平家展―文書の部―」の解説目録である。

一、本目録は、前半部に主要展示史料の写真を収め、後半部には展示史料を「一、文書の部」「二、什器の部」の二部門に分類し解説してある。また「一、文書の部」は「古文書・書状類」「記録・系譜類」「古写本・その他」に、「二、什器の部」は「武具類」「馬具類」「装束類」「その他」にそれぞれ細分してある。

一、後半解説部分の各史料に付した「史料通し番号」は、本目録内の写真に付した番号とすべて一致し、福井市立郷土歴史博物館に於ける実際の展示品に付した史料番号とも共通している。

一、史料番号①より㉞までの全収録（展示）史料は、すべて昭和五十二年十二月十四日、越前松平御本家松平宗紀氏より当館へ寄託された「越葵文庫」中より選び出したものであるから、各史料には、いち／＼所蔵者を明記しなかつた。

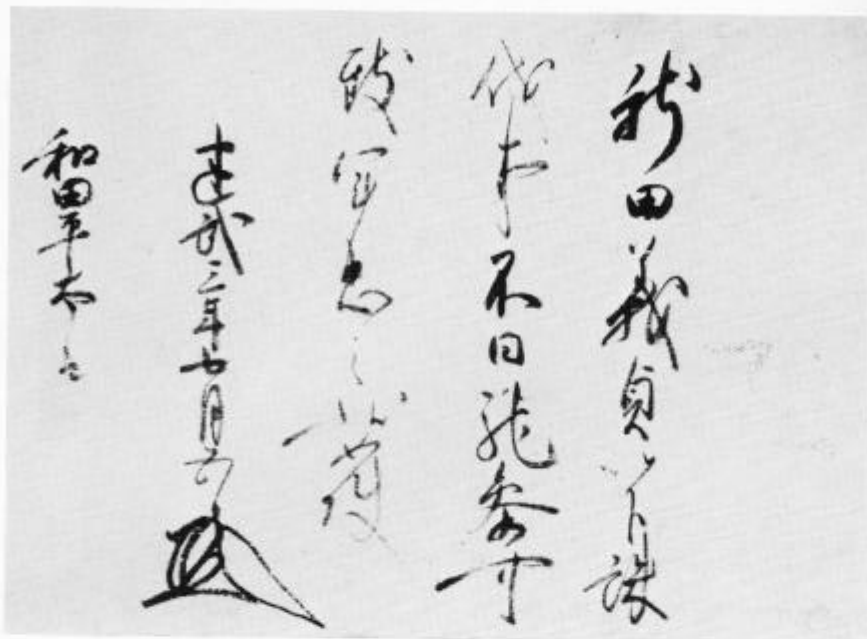
一、会期中、本目録内の史料の展示換えや、目録以外の史料を展示することもある。

（本目録題字は、石川瑞陽筆。また表紙カラー図版は、史料番号㉞「菊花蝴蝶紋様蒔絵木鐙」である。）

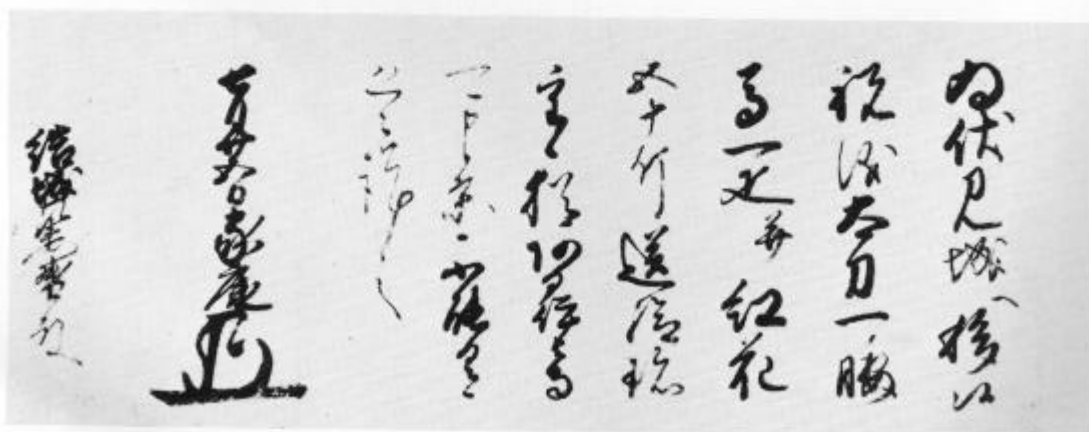


⑦ 菊花桐葉紋様蒔絵 鞍橋 木鐺

一、文書の部



①足利尊氏在判御教書



③徳川家康書状



④ 徳川秀忠書状



⑥ 同 上

越前國今庄郡并足羽郡之内百拾
 貳箇村古田郡之内百拾箇村并足羽
 百拾箇村南條郡之内八拾二箇村
 坂井郡之内貳百拾箇村大野郡之内六
 箇村高松郡之内百拾箇村并足羽郡
 内若石郡中野郡下道郡之内百拾
 七箇村并足羽郡之内百拾箇村并
 傾知ノ状也
 貞享元年九月廿日御判
 越前少将友

⑨ 將軍綱吉朱印状写

目錄
 越前國
 足羽郡之内
 百拾箇村
 古田郡之内
 百拾箇村
 南條郡之内
 八拾二箇村
 坂井郡之内
 貳百拾箇村
 大野郡之内
 六箇村
 高松郡之内
 百拾箇村
 若石郡之内
 中野郡之内
 下道郡之内
 百拾七箇村
 足羽郡之内
 百拾箇村

⑩ 「御領知目錄」

都合二拾五石
 外
 右今度御領知ノ様相致度
 上開用取本ノ内別ニ其領主人
 奉行様ニ御領執達ニ付
 延享二年十月十日
 伏見御奉行
 松本兵衛右衛門

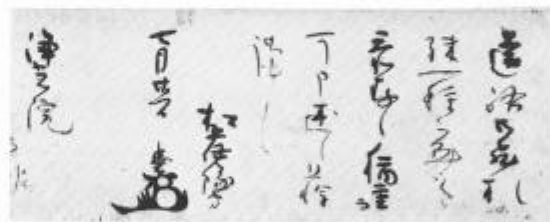
⑩ 同 上



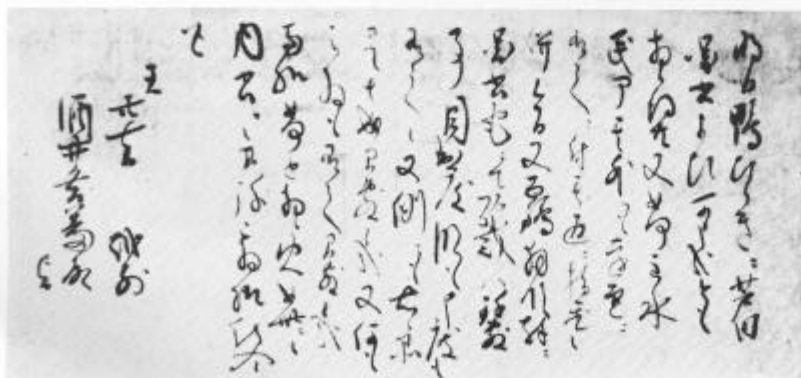
⑪ 結城秀康書状



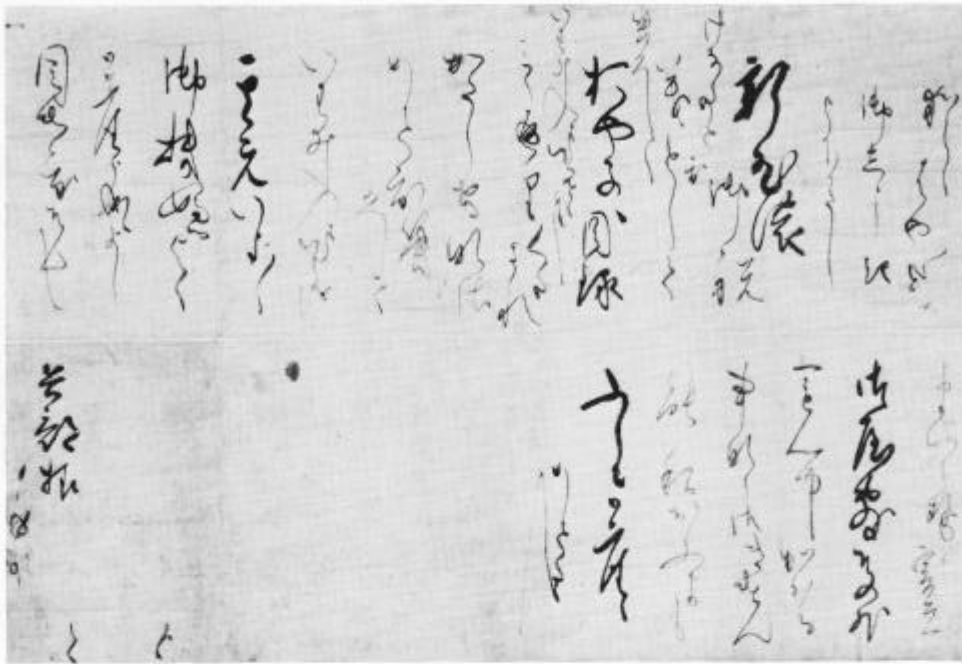
⑫松平忠昌書状



⑬同 上



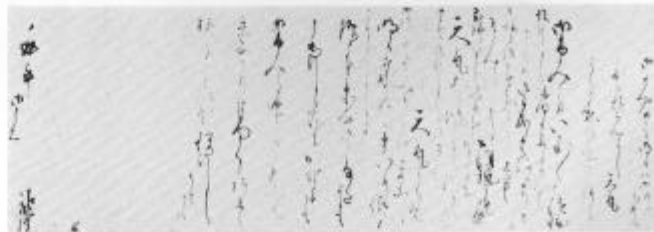
⑮松平光通書状



⑩ 清池院書状



⑪ 松平昌親書状



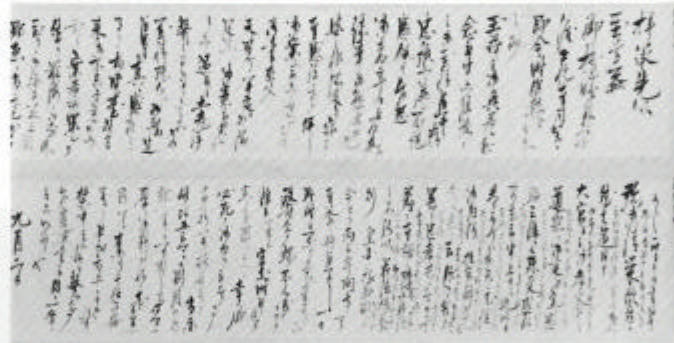
⑫ 清照院書状



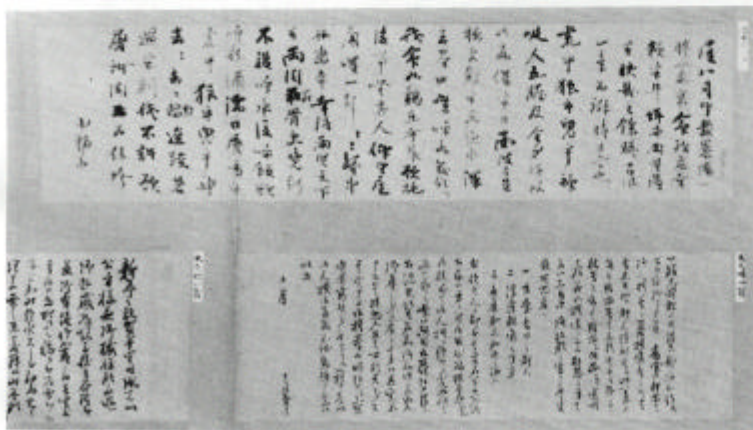
⑱松平慶永（春嶽）書状の巻軸



⑳「諸侯名士御書翰」の巻軸



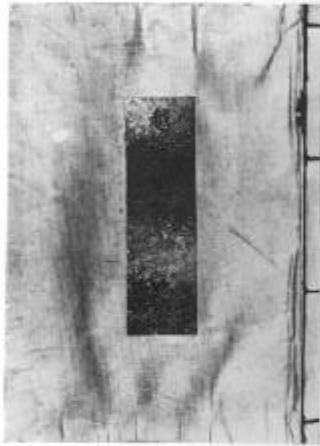
㉑「諸侯手翰」の巻軸



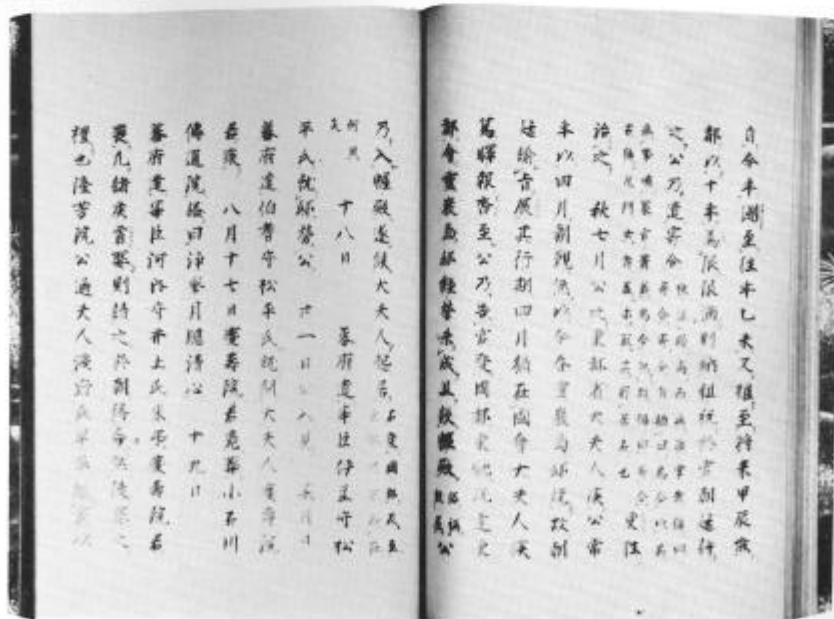
㉒「明治維新名士墨跡」の巻軸



③② 松平春嶽筆「幸田録」



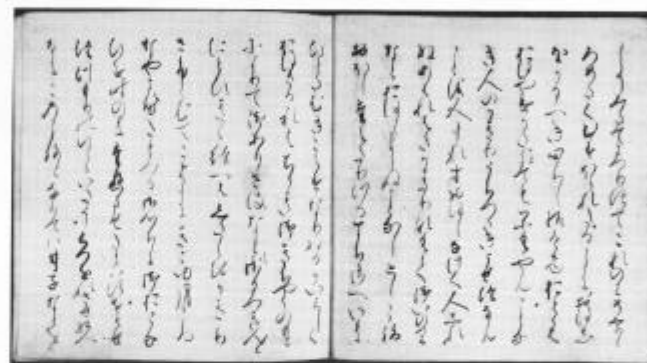
③⑥ 「御広座敷御日記帳」



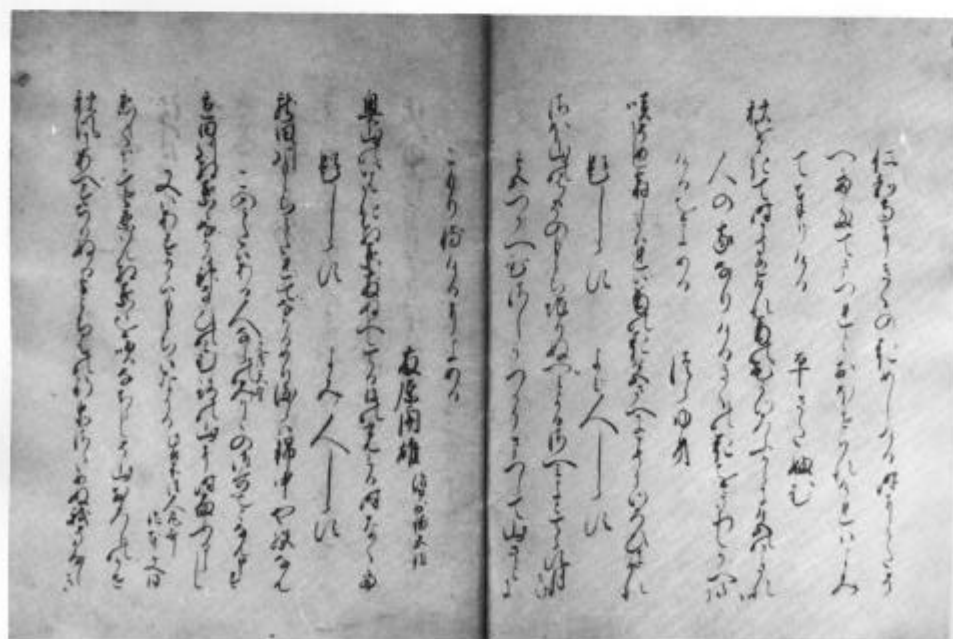
③⑨ 「越前世譜」 (享保三年 一冊本)



④③ 「源氏物語」古写本 伝後伏見院御筆

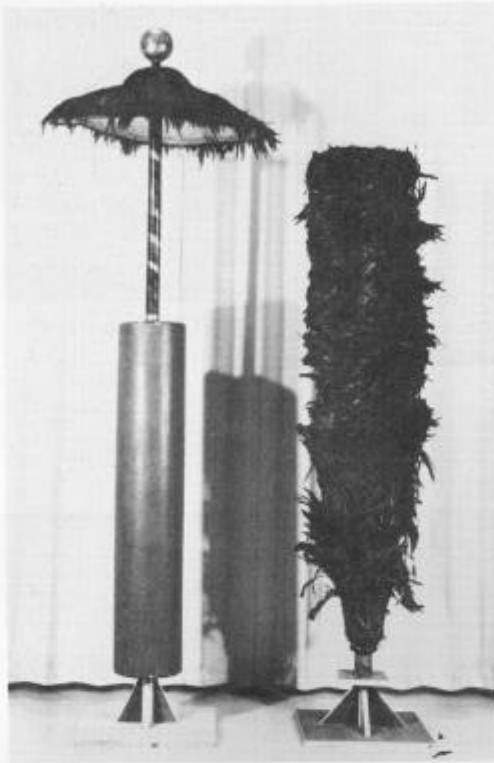


④④ 同 上 伝二條為定筆



④⑤ 「古今和歌集」古写本

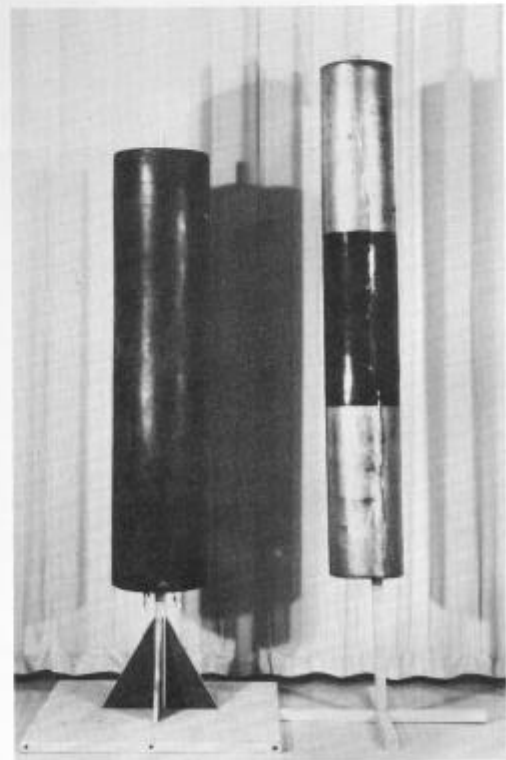
二、什器の部



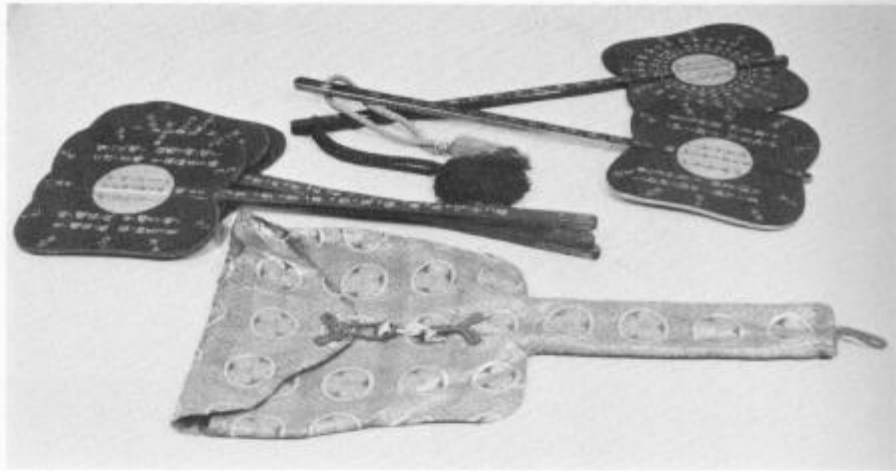
56 58 大馬印・小馬印



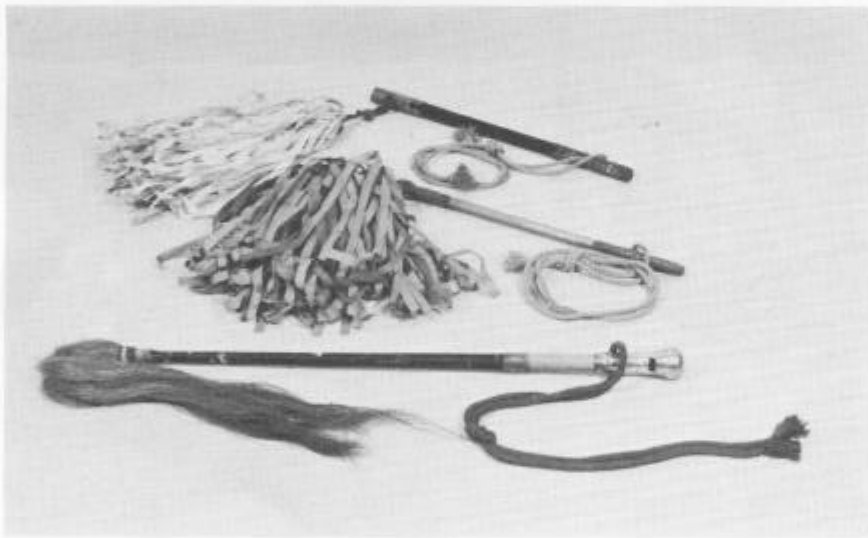
59 61 赤羅紗馬印・纏部分



57 御馬印部分



⑥② 軍配団扇



⑥③ 采配



⑥④ 先込雷管式洋式銃



⑦⑤ 昇龍紋蒔絵鞍
〔万治二年八月作〕



⑦⑦ 加賀象眼
鉄製鉦





⑧⑥ 冬用直垂



⑧③ 葵紋付幼児用陣羽織



⑧② 夏用陣羽織



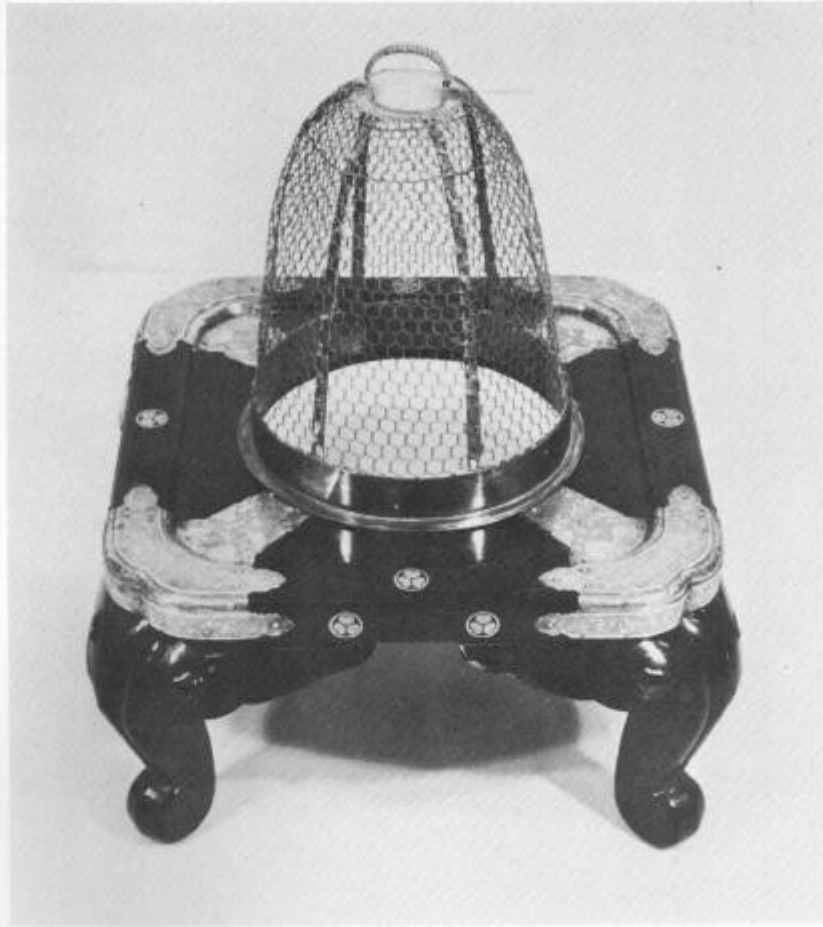
68 90 黄地花鳥紋狩衣・武家風指貫

㊦ 牡丹孔雀模様陶製花瓶



㊧ 『大呂寸御壺』





⑩ 金葵紋付火屋掛猫足火鉢



⑪ 黒漆塗葵紋付書見台



⑫ 論動機 (三球儀)

昭和五十四年度秋季特別展

越前松平家展

— 文書の部 —

解説総目録

一、文書の部

〔古文書・書状類〕

①足利尊氏在判御教書

新田義貞以下誅

伐事不日馳参可

レ致ニ軍忠一之状如レ件

建武三年七月五日（花押）

和小平太殿

— 一幅

建武二年（一三三五）八月、北條時行征伐のため、勅許をまたずに鎌倉へ下った足利尊氏は、乱鎮定後も建武中興政府の帰京命令を聞かず、新田義貞討伐を名目として、公然と後醍醐天皇に反旗をひるがえした。尊氏は、翌延元々々年（建武三〇。三三）正月入京を果したが、間もなく新田義貞に破れ、一旦丹波・兵庫を経て九州筋へ逃れた。しかし、四月に至り軍容を立直して東上を開始し、湊川の戦に楠木正成を破り、六月再び京都を占領した。

②伊達政宗書状

それより、比叡山に行幸した後醍醐天皇を守る新田義貞軍と、連日の激戦を交えることとなるが、この文書は丁度その時期、和泉国（大阪府）大鳥郡の武将和田氏に出兵をうながしたものである。なお、高野文書や三宝院文書中には、これとほぼ同文で、尊氏が高野山衆徒や根来寺衆徒に対し、助勢を求めた文書が収められている。

— 一卷二綴

追而手前所々ニ

人衆賦仕候へハ

遠路態々之御音

最上へ我等祖父候

札辱候。上方追レ日

上野介ニ五百騎

内府様被レ任ニ御

鉄砲千丁

存分ニ之由、此方へも

其外足軽数多

被レ成ニ御書一候。弥

相添遣、

御吉左右奉レ侍候。

差置申候。勿論

然而最上ニ陣

内府様へ之

取仕衆

御首尾迄候。如レ此候。

在陣候。結句

上方へも此由、今次ニ

今明日中ニ自ニ

御取成奉レ頼候。以上。

会津一景勝^(上杉)

最上出馬之由

申来候。此刻

白河境迄も御

出馬候者、南北へ之

手遣何も罷成間

敷候。乍レ去不レ可レ過二

御分別一候。恐惶謹言

羽越^(羽家藩御守)前

九月廿八日 正宗(花押)

羽三州様^(羽家藩御守)

御報

慶長五年(一六〇〇)、有名な関ヶ原の合戦がぼつ発した時、のちの福井藩祖結城秀康や奥羽の猛将伊達政宗は、関東・東北に陣を張って、石田三成と連繫する会津の上杉景勝と戦っていた。秀康や政宗の任務は、徳川家康率いる東軍が、後顧の憂なく西軍と激戦しうるよう、上杉軍を牽制し、その動きを封じておくことであった。

しかし、関ヶ原の合戦(九月十五日)前後の伊達政宗の活躍は、上杉軍に対して果敢な攻撃をしかけたり、縁類にあたる最上氏へ多数の援軍を送って、上杉軍の最上領侵攻を撃退するなど、牽制の範囲を越えた目ざましいものであった。

この書状は、上方における関ヶ原合戦の直後、慶長五年九月二十八日に発せられたもので、会津口の総大将結城秀康からの戦況問合せに対し、最上方面の状況や自軍の活動について報告している。

伊達政宗書状付属

松平春嶽筆 由緒書付類

ここに展示した伊達政宗書状には、「羽越前」と署名があり、宛名も「羽三州」とあるのみで、これだけでは伊達政宗から結城秀康へ差出したものかどうか、即断は困難である。安政元年(一八五四)、自家の重宝中にこの書状を発見した松平春嶽も、同じ疑問を抱き、早速伊達氏一族の親友伊達宗城(宇和島藩主)や、仙台藩主伊達慶邦に調査を依頼し、伊達政宗が一時期「羽柴越前守」を名乗った時期があったことを確認した。

これらの春嶽公自筆の書付類は、政宗の書状を永久に保存するため、そうした調査結果を詳細に記録し、政宗の書状と同箱に収納して、後代の混乱を避ける措置を講じたものである。

歴代將軍関係

③徳川家康書状

一幅

為二伏見城へ移候

祝儀、一太刀一腰

馬一疋并紅花

五十斤送給、珍

重候。猶阿部伊勢守

可レ申候條、不レ能二具々一。

恐々謹言

七月廿五日 家康(花押)

結城左衛門督殿

宛名の「結城左衛門督」は、藩祖結城秀康の養父結城

晴朝のことと思われる。

豊臣秀吉は、天正十九年（一五九一）以降伏見城構築の工を起し、のちこの城を京都における豊臣氏の本拠と定めて、嗣子秀頼と共に五ヶ年を過し、慶長三年（一五九八）八月に歿した。翌年正月、秀頼は大阪城に移り、伏見城は徳川氏が預かることとなった。

従って、この書状は慶長四年伏見城を預かった徳川家康に、結城晴朝が祝儀の品を贈ったことに対する礼状と思われる。

④ 徳川秀忠書状

御状本望至候

仍越前国御拝領

御祝着之由候旨

以二小栗五郎右衛門

被二仰上二之段、尤

誠目出度存候。此方

弥静謚御座候

可二御心安二候。尚期二後

恐々謹言

中納言

正月四日 秀忠（花押）

結城宰相殿

二代將軍秀忠が、実兄結城秀康に宛てた自筆書状である。紙面の剝離が激しく、一部解説が困難であるが、慶長五年（一六〇〇）十一月、越前国主に任ぜられた結城秀康が、大阪滞留中の父家康と秀忠に使者をたて、厚遇を謝したのに対する、慶長六年正月四日付けの祝言の書

状である。

なお、松平春嶽の自筆で「越前家第一之珍宝」との箱書がある。

⑤ 徳川秀忠書状

為二端午之佳慶

帷子単物、袷数

十到来、欣覚候

猶土井大炊頭可

レ述候也

五月三日 秀忠（印）

越前

宰相殿

年不詳、五月三日付けの結城秀康宛礼状である。秀康が贈ったのは衣類で、帷子とは絹や麻製の単衣、盛夏に着用する。また、書中の「土井大炊頭」は、秀忠の腹心で、のち老中や二人めの大老に任ぜられた土井利勝である。

なお、越前家の古記録では結城秀康宛とされているが、二代松平忠直宛の内書とも推察される。

⑥ 右 同

年不詳六月朔日付けで、結城秀康へ宛てたものである。

秀康が越前へ封ぜられて後の参議（宰相）在任期間は、慶長六年から同十年四月までの間であるから、この書状もその期間中に発せられたものである。

⑦ 右 同

(4) 結城秀康宛 八月十三日付自筆書状

其元へ御下着

三 通

可レ被レ成と存、以三飛脚一
申入候。定而其

地御仕置等可レ被レ

仰付一と察入候。将又

御目いか、御座候

哉。千万無二御心元一

存候。不レ及レ申候へとも

無二御由断一御養生專

一候。万事重而

可二申入一候間、不レ能レ具候。

恐々謹言

八月十三日 秀忠(花押)

越前宰相殿

年月日不詳、自筆書付

結城秀康宛 六月十日付書状。(右筆)

⑧ 徳川将軍 福井藩主宛御内書

(イ) 徳川秀忠内書 越前宰相(松平忠直か)宛、霜月三日
付。 四通

就二帰国一使者、殊

奉書紙十束到来

悦覚候。猶土井

大炊頭可レ述候也

霜月三日 秀忠(花押)

越前宰相殿

(ロ) 右 同 松平伊豫守(忠昌。福井藩主就任前)宛、正
月廿三日付。

(ハ) 徳川家光内書 越前宰相(松平忠昌)宛、五月四日付。

(ニ) 右 同 越前侍従(松平光通)宛、閏四月廿一日付。

⑨ 歴代将軍 福井藩主宛朱印状写

⑩ 歴代福井藩主拝領「領知目録」

十一通
十三卷

江戸時代、諸国の大名は領国の郡村を書上げて幕府へ
提出し、これを各大名の領地として認める将軍の朱印状
を授与されて、領国の経営にあたった。その際、朱印状
には領地郡村の詳細な目録が添えられたが、これが「領
知目録」である。

なお、将軍の代替には、前将軍の朱印状を新将軍のそ
れと引換えて、更にもその確認を受けることになっていた
から、大名の手許には歴代将軍の朱印状原本が残らぬの
が普通である。

現在、「領知目録」原本は、福井藩主に宛てた正徳二年
四月・享保二年八月・享保九年正月、延享三年十月、宝
暦十一年十月、天明八年三月、天保十年三月、安政二年
三月付けのものと、松岡藩主にあてた正徳二年四月、享
保二年八月付けの計十巻が保存されている。また、貞享
元年十一月以降数通の将軍朱印状写も現存する。

歴代福井藩主関係

⑪ 結城秀康書状

猶々思召之

尊書被レ下

態使札以申上候

二奉レ存候

其元何事無二

御座一御そくさい

に御座候哉。無二御

心元一奉レ存候。爰元

相かはる儀無し之

内府様御

に御きけん能

御座候条御心安

可被思召一候。次ニ

石田治外は海より

九州へ罷下、高

麗之御人衆

引取可申之由

ニ御座候。弥々

相かわる儀無ニ御

座一候條、御きつ

かいに思召被成間

敷候。態斗

はほり三ツ進上

申候。尚重而可

レ得ニ貴意一候。恐惶謹言

十月三日 秀康(花押)

秀忠殿 羽三河守

秀康

下総(茨城)結城城主時代の秀康が、実弟徳川秀忠へ宛てた自筆書状である。

書中、「石田治外は、海より九州へ罷下、高麗之御人衆引取可申之由」などと、朝鮮出兵の諸軍撤退のことに触れているから、慶長三年(一五九八)十月の書状と思われる。関東の留守を守る秀忠に、上方の状況を知らせたものである。

初代 結城 秀康

徳川家康の二男として、天正二年(一五七四)に生まれる。同十一年、小牧長久手の戦の後、豊臣秀吉の養子となり、更に同十八年下野国結城(茨城県結城市)の名族結城晴朝の養子となって、結城十萬石を相続し、結城宰相と称した。

慶長五年(一六〇〇)、関ヶ原の合戦に秀康は下野国小山(栃木県)に布陣して上杉景勝に備え、その功によって一躍越前六十八万石の大々名に任ぜられ、翌年北ノ庄(福井市)に入城、柴田勝家以来の北ノ庄城を大幅に改築して規模を拡張すると共に、城下町を修築し、名ある武将を始め一芸一能あるものを広く天下に求め優遇し、類を見ない雄藩を作り上げたが、慶長十二年(一六〇七)三十四歳で歿した。

秀康に対しては、諸大名も弟の身で二代將軍となった秀忠に対すると同等の礼をもつてのぞんだので、越前家は他の大名とは別格の扱いをうけ、「御制外の家」と呼ばれるに至った。

⑫ 松平忠昌書状

一幅

軸裏に「金地院玉床下」と宛所のある包書が貼付けられているところから、三代藩主忠昌が金地院崇伝(永禄十二(一五六)寛永十三(一六三六)に宛てた書状と思われる。崇伝(本光国師)は、江戸初期の禅僧で、朝鮮出兵に当っては豊臣秀吉に従って外交事務をとり、のち徳川家康に招かれて、武家諸法度・禁中並公家諸法度・寺院法度等を起草したことで著名である。金地院は南禅寺の塔頭であるが、崇伝はのちに江戸でも金地院を建立している。

三代 松平 忠昌

初代藩主秀康の次子として、慶長二年（一五九七）十二月十四日、大阪に生まれた。

忠昌は大阪夏の陣（元和元年一六六〇）に兄忠直と共に出陣、大奮戦し、その功により常陸国（茨城県）下妻三萬石を与えられ、更に元和五年、越後（新潟県）高田二十五萬石に封ぜられた。しかし、兄忠直が豊後国（大分県）萩原に配流となったため、寛永元年（一六二四）三月一説に四月幕府の命により越前松平家を相続し、三代藩主に就任した。

寛永元年（一六二四）七月、入国した忠昌は、それまでの「北ノ庄」（福井の旧称）に「逃ぐる郷」の訓があることを忌み、居城地を福居（のち福井）と改めた。

寛永三年九月、同十一年七月、將軍家光の上洛に供する一方、京都より百工を召し、鎧・刀・弓矢・鳥銃その他の兵器をつくらせる等、武備に力を入れ、一流の武者を召抱えて、藩の尚武の気風を高めた。

正保二年（一六四五）八月一日、江戸浅草の藩邸において、四十九歳で歿した。

⑬ 松平忠昌書状

一 幅

年不詳七月二十一日付けで、藩祖秀康の菩提寺浄光院へ宛てた書状である。浄光院は浄土宗鎮西派に属し、今日の運正寺（福井市足羽一丁目）にあたる。慶長十二年（一六〇七）閏四月に歿した結城秀康は、最初結城家の菩提寺孝顯寺に葬られた。しかし、駿府の徳川家康から徳川家代々の浄土宗に改葬すべき命が伝えられ、京都知恩院満誉上人を招請して創建されたのが、浄光院である。

⑭ 右 同

一 幅

年不詳。五月二十一日付。

⑮ 松平光通書状

明日鴨ひらきニ芦田

凶書よび可レ申哉とも

存候得共、又如何主水

民部其外へも遠慮ニ

有レ之ニ付、其通ニ指置候

併今日又鶴拝領殊ニ

凶書宅ニて頂戴ハ珍敷

事、目出度段も申度も

有レ之候。又例分ニも右之品

にては成間敷候哉。又何も

有レ之候。又例分ニも右之品

両処如何と存候ゆへ如レ此ニ候

内書ニ候間、弥被レ趣ニ入候

以上

亥廿七日

越前

酒井玄蕃殿

四代藩主松平光通が重臣酒井玄蕃に宛てた書状である。

書中に登場するのは、芦田凶書・松平主水・本多民部など、家老格の重臣ばかりで、鴨の猟場開きに際して、これら重臣達のあつかいを相談したものと思われる。藩主が家臣の遇し方について、こうした細かい配慮をしたことを示す、興味深い史料である。

四代 松平 光通

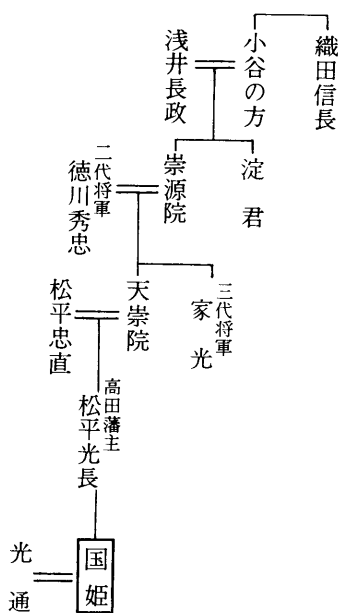
寛永十三年（一六三六）福井三代藩主松平忠昌の嫡子として生まれ、正保二年（一六四五）父忠昌逝去の後、

四代藩主となる。光通は、家中定十六ヶ條、保民の規定三ヶ條、寺院造作制限令六ヶ條など諸制度を發布し、藩の内政を充実させると共に、文教にも力を尽し、京都より儒医伊藤坦庵を招いて藩士の教育にあたらせ向学の氣風を養わせると共に、名僧大愚禪師を招請して大安寺を建立、また万治三年（一六六〇）には、新田義貞の戦歿地に新田塚を建立するなど、土風の高揚にもつとめた。この間、寛文九年（一六六九）の大火で、天守閣を始め福井城の過半が焼失し、以後天守閣は再建されなかつた。光通の施政は、温順にして慈愛に満ち、領内の崇敬を集めたが、延宝二年（一六七四）三十九歳の時、突然自刃して世を去った。

⑯松平光通夫人清池院書状

四代藩主光通夫人国姫の自筆書状で、宛名の「兵部」は、光通の弟で後に五代藩主となつた兵部大輔昌親のことと推察される。

国姫は、左の系図のごときそうくたる血筋のもとに生まれ、才色兼備の麗人で、光通とも琴瑟相和したが、寛文十一年（一六七二）三月、故あつて自刃した。和歌をよくし、その名は京都にも聞えて、「東小町」と称讃された。



⑰松平昌親書状

五代藩主（のち七代藩主に再任）昌親の自筆書状である。「兵部大輔」と自署しているから、慶安四年（一六五二）暮、同官に補せられてより、延宝二年（一六七四）暮、侍従に補せられる迄の間、吉江藩主時代のものである。

五代（七代）松平昌親（吉品）

寛永十七年（一六四〇）福井三代藩主松平忠昌の末子として福井に生まれる。父の逝去後、吉江（鯖江）に二万五千石の分封を受け、吉江居館を構えたが、延宝二年（一六七四）四代藩主光通（兄）の遺言により、五代藩主に就任した。しかし、光通には妾腹の子直堅があり、松岡には光通の庶兄昌勝がいて、昌親の相続は順位を乱すものとして、藩内に動揺があつた。このため昌親は、まもなく兄昌勝の子綱昌を養子とし、延宝四年（一六七六）在職二年にして隠居した。

こうして六代藩主となつた綱昌は、悪病のため政務を見ることが不可能となり、これが幕府の忌むところとなつて、貞享三年（一六八六）蟄塞を命ぜられ、藩領は半減して二十五万石となつた。これを「貞享の大法」という。

一日隠居していた昌親は、幕命により再び藩主（七代）の座にもどり、吉品と改名して減封後の藩政立直しに努力し、正徳元年（一七一二）七十二歳で歿した。

⑱松平綱昌夫人清照院書状

父は飛鳥井中将雅直（公家）、母は福井三代藩主松平忠昌の女。寛文五年（一六六五）福井六代藩主松平綱昌と婚約、のち夫人となつた。和歌等文雅の道に志厚く、晩

年深く仏道に帰依した。

⑱ 松平慶永（春嶽）書状の巻軸 二十卷百五十五通

文久二年（一八六二）四月、四年間に及んだ謹慎幽居の生活から開放された松平春嶽は、同年七月政事総裁職に任ぜられ、一躍中央政界に復帰した。これより福井藩は、京都守護職等をも歴任して、常に国政の中心に立った春嶽と、幕命により十七代藩主に就任した松平茂昭と、二人の主君を擁して活動することとなった。

以後、京都を主たる活躍の舞台とした春嶽は、国許の茂昭に対して、中央の政治動向や様々の秘密情報を逐一詳細に報告し、これに対処して福井藩がとるべき方策を懇切に指導する書状を發した。ここに展示する二十本の巻軸には、右趣旨により茂昭へ発信された春嶽の自筆書状百五十五通が収められている。

時期的には、文久二・三年から明治元年まで長期にわたり、いずれも長文詳細で極めて史的価値が高い。

十六代 松平 慶永（春嶽）

文政十一年（一八二八）九月二日、徳川宗家の親族、御三卿の一家田安齊匡なりまさの八男として生まれた。

天保九年（一八三八）十一歳の時、越前松平家の養子となり、福井十六代藩主に就任した。当時藩は財政難にあえいでおり、慶永は若くして藩財政立直しに着手し、本多修理・中根雪江・鈴木主税・橋本左内等を登用し、熊本の横井小楠を招いて政治的手腕を發揮した。さらに若い藩士に洋学教育をすすめる、時代の動きを感じ取らせ、王政復古に際し、それらの人々は重大な役割を果たした。藩外では、日本が攘夷か開国かという重大問題に直面し、尊皇敬幕で開国論を唱えた慶永は、老朽化した幕政

を雄藩連合により改革し、朝幕融和をはからんとした立場をとり、同じ開国論者ではあったが、譜代大名だけで幕権をさらに伸ばそうとする立場をとる井伊直弼等と対立ことに將軍継嗣問題をめぐって激突し、安政五年（一八五八）井伊直弼が大老となるや、慶永は隠居謹慎の身となった。

しかし、井伊大老の死後、再び政界に復帰し、政事総裁職に任ぜられ、朝幕の間に立って維新回天の大業に貢献した。島津久光・伊達宗城・山内容堂と並び、幕末の四賢公と称せられる。

明治二十三年（一八九〇）六十三歳で歿した。

公卿・諸侯・諸藩臣等

⑳ 「諸侯名士御書翰」の巻軸

一卷二十三通

十七代藩主松平茂昭宛の公卿書翰を中心に集め、一卷に仕立てたものである。慶応三（一八六七）年度の撰政二條斎敬・文久二、三（一八六二～三）年度の関白近衛忠熙をはじめ、久我建通・一條実良等の幕末著名公卿九名の書翰二十三通からなる。

㉑ 「山階宮晃親王御書翰」の巻軸

一卷六通

山階宮晃親王は、文政七年（一八二四）山科勸修寺に入寺、元治元年（一八六四）勅命で復飾して、新たに山階宮家を創立した。親王は識見高く、幕末多事の際、松平春嶽や茂昭をも厚遇しつつ活躍した。

この一卷には、十七代藩主茂昭宛の山階宮御書翰六通が収められている。

㉒ 「諸侯手翰」の巻軸

一卷二十二通

文久年中より慶応四年に至る幕末著名諸侯の書翰集で、

いずれも十七代藩主茂昭宛である。徳川慶喜・同慶勝・池田慶徳・伊達宗城・同宗徳・土井利恒・阿部正恒・同正教・松平直克・井伊直憲・有馬道純等、十六名の諸侯書翰二十二通からなる。

②3 「諸侯名士御書翰」の巻軸

三卷五十通

文久・元治以降、慶応年中に至る、松平春嶽宛諸侯名士書翰集で、三卷五十通からなる。

徳川慶喜・同慶勝・松平容保・伊達宗城等幕末政局の中心にあった人々をはじめ、黒田・立花・南部・脇坂などの諸侯、長岡護美・岡部駿河守・大原重徳・箕作麟祥など広範な人物四十二名の書翰が収められている。

②4 「水戸斉昭公・山内容堂公御手書」

二卷十九通

松平春嶽が愛蔵した徳川斉昭書翰七通と、土佐藩主山内豊信（容堂）の書翰八通を、それ／＼一卷づつに仕立てたものである。斉昭書翰は安政年中、山内豊信書翰は文久年中以降のものが中心である。

②5 「諸侯書翰」の巻軸

一卷三十三通

蜂須賀斉裕・松平直静（糸魚川）・松平定安（松江）・本庄道美（美濃高富）など九名の松平茂昭宛書翰三十三通からなる。一部維新後のものも含まれている。

②6 「諸侯名士書翰」の巻軸

一卷二十九通

文化・文政期、全国の大名から福井藩主へ寄せられた書翰二十九通からなる。儀礼的内容のものが多いとは言え、織田信憑（柏原）・新庄直計（常陸麻生）・松前章広（松前）・山名義蕃（但馬村岡）など、珍しい大小名の書翰が含まれている。

②7 徳川斉昭・松平慶永（春嶽）往復書状

一卷

松平春嶽は、安政三年（一八五六）秋の頃より、積極

的開国論に転換したが、それまでは強硬な攘夷論を主唱していた。そのため、嘉永六年（一八五三）六月三日、浦賀に米使ペリーが来航した際、不慮の衝突を恐れるのみで、全く優柔な幕府の態度に憤慨し、かねて尊敬する水戸の徳川斉昭に、具体的な攘夷の方策について、自論を披瀝し、意見を求める書状を發した。斉昭は、即座にこれに応えるため、朱筆をもって春嶽の書状の余白に意見を記したため返信したが、これである。

この書翰の日付は、ペリー来航六日目の六月八日で、福井藩兵が品川御殿山警備に出動した翌日にあたり、緊迫感が行間にあふれている。

②8 橋本綱紀（左内）西郷隆盛書状巻軸

一卷

橋本景岳書状は、前後を欠く残簡で年月日宛先は不明である。しかし、書中安政三年（一八五六）に米総領事ハリスに従って来日した通訳官ヒュースケンのことに触れているので、大体の時期が知られる。江戸在勤中の橋本景岳が、国許の有司へ発信したものとされる。

西郷隆盛書状は、安政五年（一八五八）正月十九日、橋本景岳に対して發せられたもので、両者が家定將軍夫人篤姫（島津斉彬養女）を動かして、將軍継嗣問題を有利に展開しようとしていた時期のものである。

②9 「明治維新名士墨跡」の巻軸

二卷二十九通

松平春嶽宛の名士書翰で、慶応年中より春嶽の大学別当時代、即ち明治三年頃までの書翰二十九通が収められている。岩倉具視・三條実美・鍋島閔叟など公卿諸侯の外、横井小楠・大久保一翁・塩谷岩陰・平岡円四郎など十八名からなる。

③0 「明治維新以来志士名士墨跡」の巻軸

三卷五十七通

第一巻・第二巻は、松平春嶽の近臣中根雪江宛の書翰を集めたもので、大久保忠寛・岩瀬忠震等幕臣、周布政之助・永井雅楽等長州藩士、堀小太郎・吉井友実等薩摩藩士など、広範な人物四十三名からなる。また第三巻は大学別当時代を中心とする松平春嶽宛書翰で、長与専斉・山中信天翁・宮島誠一郎・吉野金陵等十三名が収められている。

③① 「明治維新志士遺墨」の巻軸 一巻八通

藤田東湖・橋本景岳・勝海舟・横井小楠・後藤象二郎・小松帯刀・武田耕雲斎・佐久間象山の八名が、中根雪江に宛てた書翰を、一通づつ合装したもので、雪江の交友がいかに広いものであつたかを、よく物語っている。

〔記録・系譜類〕

③② 『率由録』同付属図 二冊五十二葉

安政五年（一八五八）七月五日、井伊直弼との政争に敗れた松平春嶽は、「隠居急度慎」という極めて嚴重な処分を受け、四年間に及ぶ幽居謹慎の生活に入った。春嶽の跡を継いで十七代藩主となったのは、越前家の門流系魚川藩主の松平茂昭である。茂昭は、国事に奔走して事ならず、慮外の嚴罰を蒙って幽居する養父春嶽を深く景慕し、何くれとなく懇到な配慮を怠らなかつた。

安政七年春、初めて領国越前へ入部することとなった茂昭は、福井藩主としての旅中の心得や、在国中の振舞作法、様々の留意点等について、養父春嶽に質問した。幽閉中の春嶽は、乏しい資料と抜群の記憶力を駆使してこれに応じ、間もなく一〇三箇條にわたる詳細な心覚え

に、付図五十二葉を添えて送ったのが、この書物である。付図中の書入れに至るまで、すべて春嶽の自筆であるが、のち茂昭が家臣に命で浄写させた写本も付属している。なお「率由」とは、「よりしたがう」意である。

（率由録序文）

今般初て入部ニ付、諸事之心得方垂問之處、我等迎も其場ニ相当り致ニ所置ニ候事ニて、一々記憶も不レ致候得共、暗記ニまかせ致ニ書写ニ入ニ夜之過眼ニ候。此上は時ニ相当り一々側用人へ被レ談可レ然存候。尤此書面間違も多々可レ有レ之存候間、其所は希ニ恕海之量ニ候也

春岳源慶永（花押）

③③ 『進退彙纂』 三冊

③④ 『内外見分日録』 一帖

松平春嶽の御側御用人として、三十余年間近侍した中根雪江の江戸における日記である。表紙に春嶽の書で「萬世臣範」と表題があり、長岡護美が「勵精可想」との題字を寄せている。維新後、春嶽が旧臣雪江の忠勤ぶりをしので一帖に仕立て、保存したものである。

四月廿八日春嶽が福井へ向け江戸を出発してから、残留した雪江が鈴木主税等と共に種々の用務に連日奔走する様子が、六月晦日まで記録されている。鈴木主税が在世していること、書中幕府勘定奉行として川路聖謨が登場すること、春嶽が四月廿八日帰国していること等から、安政元年（一八五四）の日録であることが知られる。

③⑤ 「城取極意九箇條」の目録 一巻

福井藩兵法師範明石房弘が、藩主に伝授した武田流兵法の極意書である。明石家は、甚左衛門慶弘が元文三年

(一七三八) 十代藩主宗矩に見出されて、初めて武田流兵法を進講したのに始まり、以来義経流を講じた井原家と並んで、藩の兵法をつかさどった。

この極意書は、文化三年(一八〇六)十二月、房弘から十二代藩主重富、あるいはその嫡子治好(のち十三代藩主)に伝授したものである。

③⑥ 「御広座敷御日記帳」

一 綴

江戸霊岸嶋の福井藩別邸に勤務した広敷即ち大奥の老女の日誌で、安政五年(一八五八)十一月九日より同月二十二日に至る間が記録されている。

安政五年と言えば、その七月六日井伊直弼との政争に敗れた春嶽が、「隠居急度慎」処分にあつた年である。しかも、春嶽の動静を極度に警戒した幕閣は、春嶽を新藩主茂昭や大方の重臣達と完全に隔離すべく、ほとんど空屋敷同然となつていた霊岸嶋邸を急普請して、幽居するように命じた。春嶽が霊岸嶋邸へ引移つたのは、丁度この日記に記録されている十一月十一日のことであつたから、当時の春嶽の状況を伝える史料として、極めて興味深い。

③⑦ 「尊霊名簿」

一 帖

江戸藩邸内、仏殿(祖霊殿)に安置されていた、越前松平家のいわゆる過去帳である。「尊霊名簿」との表題は、十六代藩主松平春嶽の筆で、見返しに松平家菩提寺の一つ、江戸芝天徳寺の幕末期の住持任譽が、題辞を付している。霊名簿には越前松平家一族をはじめ、歴代将軍等も並記され、最終の記入は明治八年八月に歿した、春嶽の二男涼月院殿である。

③⑧ 『將軍徳川家礼典録』

四十三巻

王政復古後、万般の制度・慣習が急変革していく中で、失われゆく旧制を記録し、永世後代に残そうとする動きがあらわれた。明治天皇は、旧幕府の制度・儀礼・治績の沿革等を後世に伝えんとされ、松平慶永(春嶽)・伊達宗城・池田茂政の三名へ、その編纂を命じた。三名は、明治十一年十月より旧幕臣鈴木重嶺・宮重更休らの協力を得て、調査編集に着手し、明治十四年十二月、絵図・付録等を含めて四十三巻からなる本書を、岩倉具視を通じて明治天皇に献上した。展示のものは、春嶽が自家の保存用として書写させたものである。

③⑨ 『越前世譜』

一 冊

五代將軍綱吉は、諸国の大名にその家史を提出するよう命じたことがあつて、福井藩でも六代藩主綱昌が、家臣野治恕謙に命じて旧記を採録させ、幕命に従つた。その後、八代藩主吉邦も家史編纂を希望し、伊藤道基(儒臣)に命じて、右記野路恕謙の本を改定増補させた。これが、ここに展示する一冊本『越前世譜』で、藩主ごとに巻をたて初代秀康から七代吉品(昌親)に至る。享保三年(一七一八)に完成、献上された。

④⑩ 『越前世譜』

六 冊

十代藩主宗矩が、家老本多道好を総監とし儒臣伊藤繕を中心に編纂させた六冊本の『越前世譜』である。伊藤繕は、一冊本『越前世譜』を編述した伊藤道基(宜齋)の子で、伊藤家は四代藩主光通が京都から招請した伊藤坦庵の血を引く、京都の儒家である。

この六冊本は、前代の一冊本を基礎にしていることは勿論であるが、大幅な増補を試みると共に、十代藩主宗矩の逝去までを編纂してある。寛延四年(宝暦元。一七

五七) 九月、十一代藩主重昌の時代となって完成した。
④1 『家譜』 二百七十二冊

越前松平家の家史を編纂せんとする試みは、早く六代藩主綱昌時代(延宝四年^{一六六}貞享三年^{一六六})からあって、八代吉邦や十代宗矩の命で『越前世譜』が編纂された。その後は、大番士の内から学識ある人を選び、「御世譜掛」に任命し、御右筆部屋において歴代藩主の事績を編集させた。これが『家譜』で、各藩主ごとに巻を立て、その事績を編年体で記録してある。初代秀康から最後の藩主茂昭まで、二百七十二冊が現存する。越前松平家々史として、最も根本的な史料で、極めて貴重である。

④2 『越前系譜』 二冊

福井初代藩主結城秀康より、八代藩主吉邦までを収めた、越前松平家の系譜である。一冊本『越前世譜』と装釘が全く同じであることや、吉邦を「当君」と称して、その享保三年(一七一八)の事績まで収録している点などから考えて、吉邦から世譜編纂を命ぜられた伊藤道基(宜斎)が、並行して編集をすすめて、世譜と共に献上したものである。

〔古写本・その他〕

④3 『源氏物語』 古写本 「あさかほ」の巻 一帖

伝後伏見天皇(正応元年^{一一二}延元々々^{三三}筆 鳥の子胡蝶綴

④4 『源氏物語』 古写本 「にほふ宮」「うす雲」の巻 二帖
伝二條為定(二條家祖為氏の曾孫。室町初期の人)筆
鳥の子胡蝶綴

④5 『古今和歌集』 古写本 上・下 二帖

鳥の子胡蝶綴

④6 『続千載集』の巻軸 一巻

伝周興上人筆

④7 『式部史生秋篠月清集』 一帖

伝慶雲筆 奥書に「安貞二年^{二二}五月二日」と、鎌倉時代前期の年月日が記されている。

④8 「歌書」の巻軸 一巻

伝二條為世(二條家祖為氏の子。鎌倉中期の人)筆

④9 『詠歌之大概』 袋綴一冊

伝細川幽斎筆。幽斎は名を藤孝、別号を玄旨と称し、足利十五代將軍義昭を奉じ活躍した安土桃山期の武人である。のち、豊臣秀吉・徳川家康の知遇を受け、丹後田辺城主となった。忠興の父。和歌をよくし、家集に『衆妙集』があるほか、著書多数がある。

⑤0 「武家諸法度」の巻軸 一巻

金地院崇伝が起草し、元和元年(一六一五)徳川家康が諸大名に対して発布した、江戸期大名統率の根本法典である。その後、数次にわたり増補されたが、將軍代替ごとに大名に読み聞かせるのが通例であった。

天保九年(一八三八)二月の書写本と思われ、巻頭に「越国文庫」の朱印があるところから、松平春嶽の座右本であったと思われる。

⑤1 越前松平家旗指物関係書類 三通

嘉永三年(一八五〇)、福井藩が京都の辻倉清兵衛に旗指物の調整を命じ、辻倉がこれを納品した際の添書である。

⑤2 「御家流 冑之図」 外関係書類 五通

⑤③ 「諦観院殿御召御具足並御小道具入目録」 三通

天保六年（一八三五）十一月 御具足師岩井兵庫筆。

⑤④ 『水鳥記』の巻軸 一巻

福井藩医細川広沢文 直雨画。

⑤⑤ 『玉鉾百首』の巻軸 一巻

十六代藩主松平春嶽第一の近臣中根雪江が書写したものである。雪江は、早くより国学研鑽に志を立て、本居宣長の学風を慕い、福井人として最初の平田篤胤門人となつて、主君春嶽・橘曙覧をはじめ多くの人々に影響を与えた。『玉鉾百首』は、本居宣長が我国の成りたちや惟神の道の要点を、百首の和歌に託して表わしたものである。熱心に国学を学んだ雪江が、その学習の過程で書写したものと思われる。

二、什器の部

〔武具類〕

福井藩馬印・指駕類

馬印は、軍陣の記標として用いた指物の一つである。総大将の馬前や馬側に立てて標とするのを「御馬印」、大将の旗本に立てるのを「大馬印」、士大将以下に立てるのを「小馬印」という。豊臣秀吉の瓢箪に金のきりさき、徳川家康の金七本骨日之丸の扇などが著名である。

また参観交代など、平時藩主の供立行列の際、藩主の標識として駕籠わきに立てて歩いたものを指駕といい、これには槍や薙刀の鞘袋なども含まれる。

⑤⑥ 大馬印（黒鳥毛笠付筒形） 一式

⑤⑦ 御馬印 部分 二点

結城秀康以降、福井歴代藩主の馬印は、「巻絹」と称する銀の棒であった。これは、今日に伝わる「御馬印巻絹」の一部である。

⑤⑧ 小馬印 一点

⑤⑨ 緋色羅紗製馬印 一点

⑥⑩ 指駕類各種 四點

⑥⑪ 金葵紋型纏先端部分 一点

江戸時代の大名は、江戸在勤中の重要任務として、江戸市中要所の消火責任を負っていた。いわゆる大名火消である。展示の葵紋型の品は、越前松平家の火消組が使用した、纏先端の飾りである。

武具類

⑥⑫ 福井藩主所用 軍配団扇 付葵紋散錦袋 六點

陣中において大将が軍勢の指揮に用いる団扇である。戦国期以後に使用されはじめたと考えられ、木や鉄の柄に薄いため革二枚をはり合わせた羽をとりつけ、漆で塗りかためるのが普通である。羽の形状には、円形・楕円形・瓢箪形など様々のものがあり、九曜星・日輪・梵字などを描いてある。

⑥3 采配

五 点

戦陣で大将が打振り、軍兵を指揮するのに用いたものである。形式は兵学の流儀によって違うが、朱紙・白紙・金銀紙などを細く切つてたばねたり、梨牛（ヤク）の毛をたばねたりしてある。総の色によって、家格や使用者を規定したこともあり、徳川家では銀を最上位に、朱・白・金の順とし、將軍と水戸家は梨牛の毛を用いた。

采配の振り方は一種の信号であるから、常に練兵し訓練しておく必要があつた。

⑥4 先込雷管式洋式銃

一 挺

銃口より弾と火薬をつめ、撃鉄で発火薬の雷管を爆発させる方式の銃である。フランス士官ミニエが開発したもので、イギリスでも一八五三年（我国の嘉永六年）以降、その改良型が軍の制式小銃として採用された。これをエンフィールド銃という。

展示の銃は、英国ブリストル製造のミニエ式エンフィールド型銃で、一般兵卒の使用した量産銃と違い、吟味した仕上げとなっている。従つて、弘化四年（一八四七）以降、洋式砲術の導入を開始し、安政四年（一八五七）以降、本格的な洋式小銃製造を推進させた福井藩が、見本として輸入した高級銃の内の一挺と思われる。

⑥5 藝目 箆

一 点

引目とも書く。目的物を傷つけず捕獲する時に用いられ、実戦よりは犬追物・笠懸などの競技に多く用いられた。先端に近く目、すなわち穴があつて、中空に作られているので、これを発射すると空気の抵抗によって、独特の響き音を発する。そのため、「ひきめ」とは「響きめ」を略したものとも言われる。朴（ほお）の木を正式とし、桐・竹を用いるのは略製である。

⑥6 鏃（矢 尻）

五 十 点

越前松平家に伝来した品々で、実戦用の「柳莖」「楨葉」「鋒矢」などの類、裝飾性の強い「平根」や「雁股」「腸線」の類をはじめ、当時使用されたほとんどの形式がそろっている。「高来」「黒田」等の在銘の品も含まれている。

⑥7 福井藩主所用 兜前立物

五 組

具足（よろい）着用の際、兜の前面に装着する飾りものである。古くは鍬形が一般的であつたが、戦国期以降、半月・天衝・高角などをはじめ、様々に斬新な意匠が工夫された。ここに展示のものは、鍬形の変型や山鳥毛利用のものなどである。

⑥8 福井藩主所用 板 佩 楯

一 点

佩楯は、具足（よろい）着装の際、下半身に付けて股と膝を防禦したもので、膝甲・脛楯などともいう。展示の品は、戦国期以降に流行した「板佩楯」と呼ばれる形式で、家地（いえじ）。甲冑の下地に貼る布帛に鉄製の小札（こざね）を綴じ付けてある。

⑥9 福井藩主所用 股引付き 臙当

一 点

臙当は、膝からクルブシまでを防護する小具足の一種である。鉄製を原則とするが、革製も少なくない。この品は、細長い板金すなわち「篠」を使用しているので、

篠簞当と呼ばれる形式であるが、股引を連結してある点が珍しい。

⑦〇 羅紗製 槍袋・大小刀柄袋ほか 十 点

旅行や悪天候などの際、槍の穂や刀の柄にかぶせたもの。また、羅紗ばり葵紋付きの筒は、太刀を腰に帯びる際の用具と思われる。

⑦① 福井藩主所用 朱色捕縄

罪人などを捕縛する場合の縄である。江戸時代には、捕縛術や縄術が武芸の一つとして発達したから、藩主の中にもこうした捕縄を用いる武術を鍛練した人が、あったものと思われる。

〔馬具類〕

⑦② 菊花蝴蝶紋様蒔絵大和鞍・同木鐙

銘「宝徳二年^{五〇}乾月十六日 貞仲（花押）」

三 点

菊の花や蝴蝶の模様を、高蒔絵であしらった豪華な品で、年紀銘に誤りがなければ、室町時代中期の名品である。鐙の絞板部に、小笠原氏が用いた「三階菱」の家紋があり、もとは他家伝来の品であったことが知られる。

⑦③ 黒漆塗銀桐花丸紋様平文移鞍・同半舌鐙

銘「文久三癸亥^{三八}祥春 森田安重（花押）」

移鞍は、武官をはじめ一般官人が公用に用いたものである。公家の私馬も公務の時は、これを使用した。移鞍に用いた鐙は、沓込（足をのせる部分）が短く、絞板部を鉤とした古式の半舌鐙であった。

製作年代から言って、十七代藩主茂昭または松平春嶽公所用と考えられる。

⑦④ 金梨子地金銀葵紋散大和鞍 一 点

銘「寛永十九年^{四六}閏三月吉日」

⑦⑤ 葵紋付昇龍紋様蒔絵大和鞍 一 点

銘「万治二年^{五九}八月作」

いずれも福井藩主所用の鞍橋である。製作年月よりいって、三代藩主忠昌、四代藩主光通の所用である。大和鞍は、我国古来の馬具の制で、公家も武家も晴儀に用いた。この品のように、鞍橋の前輪に手形を造り、鞍壺を深く仕立てたのを軍陣鞍と称し、主として武家が使用した。

⑦⑥ 牡丹紋様蒔絵大和鞍・同木鐙 三 点

⑦⑦ 鉄製銀野馬紋様象眼舌長鐙 一 対

⑦⑧ 鉄製銀波濤に雁紋様象眼舌長鐙 一 対

銘「加州住村沢氏安作」

鐙は、古く舌が短い（沓込部分が短い）壺鐙や袋鐙が用いられたが、鎌倉時代以降、より実用に適した舌の長い鐙が開発され、一般的となった。これを舌長鐙という。展示の品は、加賀（石川県）の鐙師によって製作された加賀象眼鉄製のもので、見事な銀象眼（部分的に銅）が施されている。

加賀の象眼は、藩主の振興策もあって、江戸初期すでに我国有数の技術と生産を誇っていた。技法的には「平象眼」を主とし、ことにこうした鉄鐙にすぐれた作品が多く、加賀藩主から、幕府や諸侯への贈答進物用品の第一級品として珍重されたという。

⑦⑨ 緋色三懸 一 組

三懸、即ち面繫（面懸）・胸繫（同）・尻繫（同）の三点である。⑦②の黒漆平文の移鞍に用いたもの。

⑥0 金梨子地葵紋蒔絵乗馬用鞭 一点

〔装束類〕

⑥1 浅葱色輪違小紋染葵紋付袴 一領

十四代藩主齊承着用の半上下である。齊承は、文政九年（一八二六）正月、十六歳で藩主に就任したから、これもそうした少年期の所用と思われる。袴が切袴となつた半上下は、武士通常の礼装で、町人なども礼服として使用した。

⑥2 葵葉模様頭紋紗夏用陣羽織 三領

武将や上級武士が、陣中で具足（よろい）や小具足の上に着用したもので、室町時代中期以降、用いられるようになった。古くは袖付であったが、次第に袖無しとなり、安土桃山時代には派手な世相とあいまって、名ある武将がそれごとく趣向をこらし、非常に華麗で斬新なデザインが工夫され、武装の一種として不可欠のものとなった。

展示の品は、いずれも頭紋紗を使用した夏用のもので、背に銀製の葵紋や蒔絵の蜻蛉を大きくあしらっている。

⑥3 葵紋付幼児用陣羽織 一領

⑥4 具足用肌着 二領

具足（よろい）着装の際、使用した肌着で、襟と袖口にのみ錦をあしらつた夏用のものと、綿入れ製の冬用とがある。

⑥5 夏用直垂 一領

⑥6 冬用直垂 一領

直垂は、古くよりの庶民の平服が変化したもので、ま

ず武士が鎧の下に着、鎌倉時代には武家の常服となつた。のち、次第に公家も着用するようになり、室町時代には上級武士の礼服として定着した。江戸時代になると、將軍以下諸大名の内四位の侍従以上が着用を許され、長袴を着けて、將軍の宣下・年始・元服等の際の礼装となつた。

そうした上級武家の礼装になると、地質も紗・精好などの高級な絹製となり、丸打の紐を結びかためた菊綴が、前後五箇所につくようになった。また、袴の紐が白色であるのも特徴である。

⑥7 白地鶴丸紋狩衣（堂上の料） 一領

⑥8 黄地花鳥紋狩衣（堂上の料） 一領

狩衣は、もと鷹狩等の際着用したため名付けられたという。古くは下級官人の常服で、次第に公卿の略服ともなり、鎌倉時代以降は武家が礼服として用いるようになったため、一層華麗な姿となった。表地の材質、裏地の有無、袖括の形式等により、堂上（殿上人。四位五位の内、昇殿を許された者）と、それ以下の地下の家格の者が用いる区別があつた。

⑥9 夏用頭紋紗狩衣（堂上の料） 一領

礼装として用いられるようになってからの狩衣は、地質に綾・固織物・平絹、または紗（頭文と透文がある）を用い、夏は単で冬は裏をつけた。色は一定しないが、織文のあるのは、堂上以上の家格の者に許された。江戸時代には、模様のないものを布衣といい、模様のあるものをのみ狩衣と称して、礼服とした。

⑥9 武家風指貫 二領

指貫は、狩衣や直衣の時、着用する袴である。地の材

質、紋様の有無などにより、公卿・殿上人・地下の使用の区別がある。普通、裾に組緒などが通されていて、着用の際その緒を引きしぼり、上部をふくらませるのが特徴である。武家の用いたものは、裾の長い裂を上方に引上げ、腰紐の裏の輪に通して結んだ。

⑨1 下袴 二 領

指貫の下にはく切袴で、年令により色や形式に違いがある。

⑨2 立烏帽子 一 点

⑨3 風折烏帽子 一 点

古く礼冠の下にかぶった頭巾が、平安期以降、冠と離れて独立したものである。江戸時代には、狩衣・直衣・直垂などの時にかぶる紙で作り、漆で塗りかためてある。

束帯用着具

束帯

束帯は朝服とも言い、平安期以降、天皇以下文武百官が朝廷の公事に着用する正服である。古くは隋の制によったが、平安時代に至って、国風の形式が定められた。

冠・袍・半臂・下襲・袷・単・表袴・大口袴・裾・石帯・靴などからなり、太刀をつる場合は平緒を結んだ。表衣にあたる袍は、天皇・文官・四位以上の武官は縫腋袍を、その他の武官は鬨腋の袍を用いた。

また、衣冠・直衣を宿直の装束というのに対して、束帯は昼の装束と呼ばれる。

⑨4 唐草紋様固地綾の黒縫腋袍 一 領

福井藩主所用の袍で、袖の下から両腋を縫いつけた「縫腋袍」である。すその襷が蟻先の名で左右に張り出し、

背に波戸衣がある。

⑨5 裾(殿上人夏の料・同冬の料) 二 領

束帯の時、長く背後の地に引くもので、摂政・関白は一丈二尺、大臣は七尺、大・中納言は六尺、参議五尺など、官位により長さが決められていた。

⑨6 表袴 一 領

束帯の時、大口の上にはく袴である。色は表が白、裏が紅と定められていたが、三位以上は綾織物、四位以下は平絹の表地を使用した。

⑨7 大口 二 領

束帯の時、表袴の下にはいた袴で、裾口が大きく広い。鎌倉時代以降は、直垂・水干等を着用した際も使用した。

⑨8 横繁菱紋様固地綾の単 一 領

束帯着用時の下着である。平安期には単衣と称した。衣冠・直衣など、束帯以外の正装にも用い、四季を通じて一重である。

⑨9 大帷 一 領

束帯着用時には、下着として単や袷、更に下襲などを重着したのであるが、それらを省略した時、大帷を着用した。そのため、襟元に省略した下着の襲色目のみが、あしらわれている。

⑩0 葵紋付平緒 一 点

束帯を着用した武官が、太刀をつる時に用いた緒である。古くは一本の緒で、三つ折りにして太刀の帯取に差し込み、腰に結んで余りを前面に垂らしたのであるが、江戸時代には簡便にするため、二つの部分に分け、切平緒を前に垂した。公卿・堂上・地下が、それぞれの身分家格により、緋・ドシ織・絹を使いわけた。この品は、堂

上格の福井藩主所用のものである。
⑩ 垂櫻の冠 一点

衣冠・束帯の正装に用いたかぶりもので、木骨に黒の羅や紗を張ってある。時代により変遷があるが、展示の品は形が小さい幕末期の特徴を示している。背後に櫻を垂らしてあるので、「垂櫻の冠」と称する。他に、巻櫻・立櫻（天皇の御冠）などがある。

なお、このように文様のある冠（有文の冠）は、臣下にあつては五摂家の門流等、高い家格の者に許された。

⑪ 浅沓 一足
⑫ 半靴 一足

束帯着用の際は、浅沓・深沓・靴・半靴などの履物を用いた。深沓は雨雪の日に用いるなど、それぐ用途があつたが、展示の半靴は、乗馬のとき使用したものである。

〔その他〕

⑬ 村梨子地九曜紋唐草模様蒔絵衣桁 一点

着物等をかけておく家具で、村梨子地塗の衣桁全体に九曜の紋と唐草模様が蒔絵されている。

九曜紋は熊本細川家の家紋で、十六代藩主松平春嶽夫人勇姫が輿入の際、持参した諸道具の一つである。

⑭ 黒漆塗葵紋付書見台 一点

⑮ 金葵紋付道中弁当具 一点

⑯ 金葵紋付水呑柄杓 一点

⑰ 金葵紋・同九曜紋付天目台 三点

⑱ 金葵紋付火屋掛猫足火鉢 一点

⑩ 金九曜紋付手巾掛 一点
⑪ 「大呂寸御壺」(ルソン茶壺) 一点

近世初頭の桃山時代は、かずかずの茶陶による多彩な饗宴のくりひろげられた時代である。「ルソン壺」は、この桃山時代を中心に海外から舶載された陶製器で、肩に四耳を付し、高さ一尺程のものが多い。厳密には、当時の貿易船がルソン（フィリピン）を経て来航したため、ルソンの製と誤られたもので、実は南方シナの産と推定されている。

当時の茶人は、これを茶壺に見立てて珍重し、五月に採れた新茶を貯蔵密封し、十一月の口切の茶事が催されるまで保存したのである。

なお、外にこのルソン壺を写した瀬戸産のもの、信楽・丹波・仁清の茶壺が著名である。

⑫ 牡丹孔雀模様陶製花瓶 一点

縦七九センチの立長の花瓶で、牡丹・孔雀の模様が花瓶一杯に描かれている。

箱裏に「明治廿七年九月徳川慶喜公夫人美嘉子殿御遺物」と記されており、十五代将軍徳川慶喜夫人所用のものであつたことが知られる。

⑬ 古今かるた 一式

⑭ 錦守袋 二点

⑮ 黒ビロード製葵付両掛覆 二点

両掛は、挾箱または小形の葛籠に衣服・調度品等を入れ、棒の両端に掛け、従者に担がせたもので、首の旅行用の行李の一種である。この品は、旅行中それにかぶせたビロード製の覆である。

⑯ 鈴木主税油彩肖像画 一額

安政三年（一八五六）二月、四十三歳で歿した鈴木主税の嫡男重弘が、維新後製作し、松平家に献納したものとと思われる。

今日流布している鈴木主税の肖像は、この油彩肖像画を写したもので、これまでこの原画の所在は不明であった。

⑩ 論 動 器

一 点

箱表に「明治三庚午四月、フルベッキ献上」とあり、フルベッキが大学別当時代の松平春嶽に献上したものである。フルベッキ（一八三〇〜九八）はオランダで生れ、のちアメリカで神学を修め、安政六年（一八五九）長崎に來り、キリスト教伝道と英学の教育にたずさわった。この間の教子に大隈重信・副島種臣らがいる。明治二年（一八六九）東京に招かれ、開成学校（のち大学南校）の運営に協力し、あるいは政府顧問として翻訳・法律制度の調査に携わるなど活躍、大学別当在任中の松平春嶽とも親しく交際した。

論動器とは、太陽・地球・月の運行を理解させるための教育器具で、中央に灯火をともし、反射鏡を太陽に見たてて、月（銀の小玉）の満欠や地球に四季のおとずれの様子を教えたものである。今日でもこの種の器械は、「三球儀」と呼ばれ、教材として利用されている。

越前松平家年表

年代	西歴	主要事項
天正一八	一五九〇	●5月、徳川家康二男秀康（於義丸）豊臣秀吉の養子となり、更にこの年、結城晴朝の養子となる。
慶長五	一六〇〇	●9月、関ヶ原の戦い。この時秀康、下野小山にあって、上杉景勝にそなえ、その戦功を以って、越前六十八万石の封を受く。
六	一六〇一	●5月、秀康、越前北ノ庄へ入城。（越前松平家、福井藩のはじまり）
八	一六〇三	○2月、徳川家康、征夷大將軍となる。（江戸幕府成立）
一〇	一六〇五	○4月、徳川秀忠、二代將軍となる。
一一	一六〇六	●北ノ庄城改築完成。
一二	一六〇七	●閏4月、秀康、北ノ庄で薨す（三十四歳）。●秀康嫡男松平忠直、封を襲ぐ（二代藩主）。
一九	一六一四	○10月、家康、大阪征討を下命（大阪冬の陣）。
元和元	一六一五	●4月、大阪夏の陣。豊臣氏滅亡。この時、忠直率いる越前兵奮戦し、大阪城一番乗りの功をたてる。○7月、幕府、武家諸法度・禁中並に公家諸法度を制定。
二	一六一六	○4月、家康薨す。
四	一六一八	●忠直、今立郡鳥羽野（現鯖江市）を開拓。
九	一六二三	●2月、忠直、幕府より塾居を命ぜられ、豊後国（大分県）萩原に配流。○7月、徳川家光、三代將軍。
寛永元	一六二四	●4月、忠直弟忠昌（越後二十五万石領主、幕命により、福井五十万五千石を継ぎ、三代藩主となる。●7月、忠昌入国。北ノ庄を福井（福居）と改める。
一二	一六三五	○5月、海外渡航禁止。○6月、参勤交代制を定める。
一四	一六三七	●3月、忠昌に木ノ本（大野郡）二万五千石加増。○10月、島原の乱。

●印は福井藩関係
○印は一般史

正保二	一六四五	○5月、オランダ商館を長崎出島に移転（鎖国完成）。
一八	一六四一	●8月、三代藩主忠昌薨す（四十九歳）。●11月、忠昌二男光通、四代藩主を襲ぐ。光通弟昌勝に松岡五万石、同昌親に吉江二万五千石を分知。
慶安二	一六四九	●6月、福井大橋を架換える。（その後の修築、または架換、寛文四・元禄元・享保二・宝暦九・安永六・寛政九・嘉永六・明治七・明治四二・昭和八）●明里米蔵建つ。
三	一六五〇	●9月、二代藩主忠直、豊後国津森に薨す（五十六歳）。
四	一六五一	○8月、徳川家綱、四代將軍。
万治二	一六五九	●光通、大安寺を建立。
三	一六六〇	●3月、光通、灯明寺曠に新田義貞戦歿の碑建立（新田塚）。
寛文元	一六六一	○8月、伊達騒動起る。
四	一六六四	●8月、福井藩、藩札を発行（日本最初の藩札）。
九	一六六九	●8月、越前国十二郡を幕府朱印状により、八郡に改める。
延宝二	一六七四	●4月、福井大火（寛文の大火）。福井城天守閣焼失。
四	一六七六	●3月、四代藩主光通薨す（三十九歳）。●5月、光通弟松平昌親、五代藩主を襲ぐ。四十七万五千石。
八	一六八〇	●7月、五代藩主昌親隠居。養子松平綱昌（松平昌勝長男）六代藩主となる。
貞享三	一六八六	○8月、徳川綱吉、五代將軍。
四	一六八七	●閏3月、松平綱昌、病のため領地歿収、先代昌親（昌明、吉品）七代藩主に再勤。領地二十五万石、外に松岡領分地五万石。藩士多く浪人となる。
二	一六八九	○1月、生類憐令発布。
宝永五	一七〇八	●2月、六代藩主綱昌薨す（三十九歳）。
六	一七〇九	●吉品、御泉水別邸を建てる。（のちの養浩館）
七	一七一〇	○5月、徳川家宣、六代將軍。
正徳元	一七一七	●7月、吉品隠居し、養子松平吉邦（松平昌勝六男）八代藩主となる。
七	一七二二	●9月、七代（五代）吉品薨す（七十二歳）。●11月、福井藩

正徳 三 元	一七二三	○4月、徳川家継、七代將軍。 ○8月、徳川吉宗、八代將軍。
享保 元	一七二六	●12月、八代藩主吉邦薨す(四十一歳)。松平宗昌(松岡藩主昌平) 本家を相続し、九代藩主となる。松岡領、福井藩に併合し、三十万石となる。
一七 一七 三三	一七三二	●4月、九代藩主宗昌薨す(五十歳)。●5月、松平宗矩(松平知清二男) 十代藩主となる。○6月、幕府、儉約令発布。
一八 一七 三三	一七三三	●8月、城下に騒動、飢饉のため米価高騰。
寛保 二	一七四二	○1月、米価高騰、江戸に打こわし頻発。
延享 二	一七四五	●7月、宗矩、藩内に五ヶ年の儉約令を出す。○11月、公事方御定書成る。
寛延 元	一七四八	○11月、徳川家重、九代將軍。
宝暦 八	一七五八	●2月、福井藩の再三にわたる御用金賦課等に強訴・打こわし発生(みの虫・綴れ虫)
十一	一七六〇	●10月、十代藩主宗矩薨す(三十五歳)。●11月、一橋重昌(一橋宗尹長男) 十一代福井藩主となる。
明和 五	一七六八	●3月、藩主重昌薨す(十六歳)。重昌弟重富(一橋宗尹三男) 十二代福井藩主となる。
十一	一七六一	○9月、徳川家治、十代將軍。
安永 元	一七七二	●1月、三ヶ年間、福井藩士の禄高を半減する。
三	一七七四	●3月、福井城下、木田村など二六五村餓死米願いなどで、打こわし始まる。
天明 三	一七八三	●11月、福井藩医半井彦ら明里で死体解剖。記録『減鑑』を残す。
七	一七八七	●3月、三ヶ年間、福井藩士の禄高を半減。 ○杉田玄白『解体新書』出版。 ●12月、大凶作、福井領内十二万一千六百石損害。 ○4月、徳川家斉、十一代將軍。○5月、天明の打こわし。 ○7月、寛政の改革開始。

天明 八	一七八八	●6月、福井藩、儉約令を出す。
寛政 二	一七九〇	●1月、福井藩、藩士の禄高を半減。
五	一七九三	●4月、七ヶ年間、福井藩士の禄高を半減。
十一	一七九九	●6月、福井藩、糸会所を開設。●9月、藩主重富隠居、長子治好、十三代藩主となる。
享和 二	一八〇二	●1月、二ヶ年間、福井藩士の禄高を半減。
文化 二	一八〇五	●6月、福井藩医学所「濟世館」を開設。●10月、小山谷火葬場で四人の死体を解剖。
六	一八〇九	●6月、十二代藩主重富薨す(六十三歳)。
十二	一八一五	●8月、福井藩士、井上翼章『越前国名蹟考』を編纂。
文政 元	一八一八	●5月、福井藩、二万石加封、三十二万石となる。
二	一八一九	●7月、福井藩、漢学者前田雲洞を総督として、学問所「正義堂」を創設。
七	一八二四	●6月、三ヶ年間、福井藩士の禄高を半減。
八	一八二五	○2月、外国船打払令(無二念打払令)。●12月、十三代藩主治始薨す(五十八歳)。
九	一八二六	●1月、世子斉承、十四代藩主となる。
十一	一八二八	○10月、シールポルト事件。●12月、大凶作、福井領内、十四万六千石損害。
十二	一八二九	●4月、福井藩、幕府から三千両を借りる。●7月、六ヶ年間、福井藩士の禄高を半減。
天保 三	一八三二	○諸国大飢饉(天保の大飢饉)。
六	一八三五	●閏7月、十四代藩主斉承薨す(二十五歳)。●8月、養子斉善(將軍家斉二十四男) 十五代藩主となる。
七	一八三六	●12月、大凶作、福井領内二十三万七千六百余石損害。福井藩の借財九十万両に達し、幕府に増高を歎願する。
八	一八三七	○1月、大塩平八郎の乱。●5月、福井藩士の禄高半減。 ○7月、間部詮勝、大阪城代となる。○9月、徳川家慶、十二代將軍。 ●8月、十五代藩主斉善薨す(十九歳)。●10月、松平春嶽(田

天保 十一	一八三九	安齊匡八男) 十六代藩主となる。 ●2月、二カ年間、福井藩士の禄高半減(第一次儉政、以後五次にわたり儉政を断行) ●10月、囚人の死体を小山谷火葬場で解剖。
十二	一八四一	○5月、天保の改革開始。
十四	一八四三	●6月、藩主松平春嶽初入国。
弘化 元	一八四四	●7月、四カ年間、福井藩士の禄高半減。
嘉永 元	一八四八	●福井藩、西洋式大砲数門を製造。
二	一八四九	●11月、笠原白翁、痘苗を携え帰藩し、直に種痘を開始。
三	一八五〇	●12月、福井藩、西洋砲術を御家流と定める。
五	一八五二	●8月、福井藩、弓組等を廃止し、すべて鉄砲組に改め、軍政の改革を実施(軍制改革、三次にわたり行う)。
六	一八五三	○6月、米使ベリイ浦賀に来航。 ●同月、福井藩、黒船浦賀来航につき、品川御殿山を警備。 ○10月、徳川家定、十三代将軍。
安政 元	一八五四	○3月、日米和親条約締結。続いて英・露・仏・蘭の各国と和親条約を結ぶ。
二	一八五五	●3月、福井藩校、明道館設立。
三	一八五六	●10月、福井藩、開国論に統一。 ●同月、松平春嶽、一橋慶喜を将軍世嗣に推すことにつき、徳川慶恕・伊達宗城・島津斉彬・板倉勝明等に協力を求む。
四	一八五七	●8月、橋本左内、侍読兼御内用掛に抜てきされ、江戸に出府。 ●9月、福井藩、志比口に鉄砲製造所を建設。 ●10月、松平春嶽、蜂須賀奇裕と共に将軍建嗣を建白。
五	一八五八	●1月、橋本左内、主命により京都におもむき、外交及び将軍継嗣問題解決のため、公卿間を奔走。 ●4月、横井小楠、藩政顧問として招かれ来福。 ○同月、井伊直弼、大老に就任。 ○6月、井伊大老、日米修好通商条約調印。 ●同月、松平春嶽、徳川斉昭らと不時登城し、井伊大老を論難。 ●7月、松平春嶽、隠居急度慎を命ぜらる。松平茂昭(糸魚川藩主松平直廉) 福

万延 元	一八六〇	井十七代藩主となる。 ○9月、梅田雲浜ら京都で逮捕され、安政の大獄始まる。 ○10月、徳川家茂、十四代将軍。
文久 元	一八六一	●4月、福井藩、洋式帆船一番丸を竣工。 ○6月、長崎・箱館開港。 ●10月、橋本左内刑死。
二	一八六二	○3月、井伊大老、暗殺される(桜田門外の変)。 ●9月、松平春嶽、急度慎を許される。
三	一八六三	●11月、福井藩医・町医、囚人二体を解剖。
元治 元	一八六四	○1月、坂下門の変。 ●4月、松平春嶽、謹慎を解かれる。
慶応 元	一八六五	●7月、松平春嶽、政事総裁職に就任。 ○8月、生麦事件。
二	一八六六	●3月、松平春嶽、政事総裁職を辞し帰国。 ○5月、坂本竜馬、勝海舟の内命を受け来福。
三	一八六七	●7月、禁門の変(蛤御門の変)。福井藩兵、京都御所堺町御門を守り、長州兵と戦う。 ○8月、四国(英米仏蘭) 連合艦隊、下関を攻撃。 ○同月、第一回長州征伐。 ●同月、藩主松平茂昭、長州征討の副総督となる。 ●12月、水戸浪士武田耕雲斎一行、越前に侵入、降服。
四	一八七一	○4月、幕府、第二回長州征討発令。 ●1月、松平春嶽、中根雪江に命じ、長州処置・兵庫開港等の意見を一橋慶喜に建言。 ○同月、薩長連合成立。 ○12月、一橋慶喜、十五代将軍。 ○1月、明治天皇即位。 ○10月、将軍徳川慶喜、大政奉還。 ●12月、王政復古により、松平春嶽は議定。中根雪江・酒井十之丞・由利公正、参与に任命される。 ○1月、鳥羽伏見の戦。 ●同月、松平春嶽、内国事務総督となる。 ●3月、五ヶ条の御誓文宣布(原案は福井藩士由利公正の起草)。 ●5月、会津戦争に福井藩出兵。 ○9月、明治と改元。 ○2月、東京遷都。 ●6月、版籍奉還。松平茂昭、福井藩知事となる。 ●7月、廃藩置県。福井藩は福井県となる。 ○11月、全国を三府七十二県とする。

昭和五十四年度秋季特別展

野前昭平家展

— 文書の部 —

解説総目録

発行 昭和五十四年十月一日

編集 福井市立郷土歴史博物館

福井市足羽二丁目八一—一六

印刷 河和田屋印刷株式会社

福井市一本木町八八

菊花蝴蝶紋様蒔絵 木鐙



昭和五十四年十月十六日～十一月十五日
福井市立郷土歴史博物館